

2021年11月9日

各 位

会社名 中小企業ホールディングス(株)
代表者名 代表取締役社長 岡本 武之
(コード番号 1757 東証第2部)
問合せ先 取締役 齋藤 雅彦
(Tel : 03-6825-7100)

(開示事項の経過)

株主代表訴訟の和解及び当該和解による特別利益計上に関するお知らせ

当社は、2021年3月1日付け「株主代表訴訟に関するお知らせ」でお知らせしましたように、東京地方裁判所民事第8部から当社株主であるオリオン1号投資事業有限責任組合（当該組合の無限責任組合員であるセノーテキャピタル(株)の代表取締役は、現在当社の代表取締役である岡本 武之です。以下「原告株主」といいます。）による当社の前取締役4名（以下「取締役ら」といいます。）に対する損害賠償請求（株主代表訴訟）事件（令和3年(ワ)第3503号）が提起されておりましたが、本日、東京地方裁判所民事第8部において、当社が原告の補助参加人として本訴訟に参加する形で和解が成立し、また、当該和解により今第3四半期において特別利益を計上しますので、下記のとおりお知らせ致します。

1. 訴訟を提起した者（原告）

オリオン1号投資事業有限責任組合

2. 訴訟対象者（被告）

当社前取締役 黒田 高史、松井 浩文、岩崎 智彦、海東 時男

上記の取締役らは、2021年4月21日開催の当社臨時株主総会の決議により解任されております。

3. 訴えの概要及び和解に至る経緯

本件訴訟の概要は、原告株主が、取締役らに対し、2020年11月20日及び2021年2月24日に予定していた臨時株主総会を中止したことについて、取締役らが会社法第423条第1項の任務懈怠責任を負うとして、これらの臨時株主総会中止により発生した損害1億5743万2172円及びこれに対する遅延損害金を会社に支払うことを請求するものであります。

この度、裁判所から当社も原告の補助参加人として参加する形での和解案が提示され、当社としても、当該和解案を受け入れるのが当社の経営上最も合理的であるとの判断に至り、本日付で和解が成立致しました。

4. 和解の内容

- ① 被告らは、連帯して、当社に対し、本件損害賠償金として1,500万円の支払い義務があることを認める。
- ② 被告らは、連帯して、当社に対し、前号の金員を、令和3年12月29日限り、当社指定の銀行口座に振込む方法により支払う。
- ③ 原告は、被告らに対する本件訴えを取下げ、被告らは、この取下げに同意する。
- ④ 訴訟費用は、各自の負担とする。

5. 今後の見通し

本和解金1,500万円は、弁護士費用等を除き当社の特別利益となり、今第3四半期に計上する予定であります。

以上